

2020年クメール正月休暇の延期期間中の 工場、企業及び事業所における Covid-19 予防対策に関する通知

2020年4月8日付公務員及び労働者の2020年4月13日、14日、15日及び16日の祝日の延期に関する政令に基づいて、労働職業訓練省は、2020年のクメール正月に際して、労働法の適用を受ける工場、企業及び事業所のすべてのオーナー又は取締役並びに労働者に対して、以下の通り、追加してお伝えしたい。

1. 労働者は、通常通り、彼らの工場、企業及び事業所において労働を続けなければならない。
2. この期間中に自ら休暇を取る労働者はすべて、仕事に戻る前に14日間の衛生隔離措置（別の場所での滞在）に置かれ、当該隔離期間中は賃金を受け取らない。
3. この期間中に使用者からの許可を得て休暇を取る労働者はすべて、仕事に戻る前に14日間の衛生隔離措置（別の場所での滞在）に置かれ、当該隔離期間中は賃金を受け取る。
4. 使用者は、この期間中に休暇を取る労働者の名簿を準備し、衛生隔離措置（別の場所での滞在）を講じるために、監督官庁に提出しなければならない。

これに関して、工場、企業及び事業所のすべてのオーナー又は取締役並びに労働者にお知らせします。工場、企業及び事業所のすべてのオーナー又は取締役並びに労働者は、Covid-19 拡大防止対策を一緒に実施しましょう。

本省は、工場、企業及び事業所のすべてのオーナー又は取締役並びに労働者が本通達を効果的な方法で実施してくれると信じています。

プノンペン、2020年4月9日

大臣

Ith Sam Heng